○北海道警察本部当直実施要領の制定について

令和３年３月25日

道本務第5165号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

（概要）

本通達は、警察本部における適正な当直を実施するために、

○当直の区分、対象者、人員、場所及び事務責任者

○各当直の任務分担及び総合当直責任者の任務

○当直員の服務

○巡視及び警戒警備

等について定めたものである。